



すが、そういう形で物、金、人というようなものができるだけ、何というんでしょうか、活発に交流できる仕組みを作っていくということが大事なことでないかというふうに思っているわけですが。

もちろん、今回のメキシコとの協定でも問題になりましたように、農林水産物に関する関税交渉におきましては、まあ農林水産物の多面的機能とよく申ししますが、そういったものの、あるいは食料安全保障、それから農業の分野でも構造改革が必要でございますが、そういう構造改革の努力に水を差すものであつてはならないというふうな、いろんな観点を十分に勘案しながら進めていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

そういう高い視点での経済連携をやつぱり進めていくことが必要ではないかというふうに思いますので、目の前のメキシコももちろん重要ですが、これからのやつぱり東アジア、ASEANプラス3とよく言われますけれども、その地域のやつぱり経済安全保障と申しましょうか、そういう中で地域の安定をこの面からも図っていくことができるんじゃないかというふうに思いますので、是非、閣僚の一人としても積極的な推進の立場でまた御参加いただければ有り難いというふうに思っております。

その上で、まず総論的なところでございますが、メキシコは、EUあるいはアメリカとの経済協定の中で、どちらかといえば我が国の輸出等の機会がこの数年間相対的に下がってきたというところであります。今回のEPAによって我が国の貿易量も含めまして伸びるんだと思いますが、まず、メキシコ政府はこれにより毎年一〇・六％輸出が増えるんじゃないかという発言を大統領自らもされているわけですが、メキシコ政府が期待している輸出品目、品目とその量はというふうにか、外務副大臣にお答えいただきたい。

と思ひます。

○副大臣(谷川秀善君) 若林議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま先生からお話ございましたように、本年の三月にメキシコの経済相は、日本とメキシコ経済連携協定によりまして、メキシコから日本への輸出が今後十年間で平均一〇・六％増加し得ると、今先生のおっしゃったとおりでございます。

この数値は、一九九〇年から二〇〇〇年の十年間に最も対米輸出が活発であった機械と設備分野の伸び率、これは大体年間平均九・一％でございますが、これが日本・メキシコ経済連携協定により回復されると仮定をした上で、これに本協定の輸出の伸びを勘案し、試算をしたと、そのように我々は承知をいたしております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

まあ食品、飲料というお話もありましたけれども、その中に様々な品目が含まれるんですが、そこまではやつぱり把握されてないということではないかと思ひます。

併せて、二問併せてお伺いしたいと思ひます。NAFTAの発効によるメキシコへの日本の輸出機会の喪失四千億円の根拠、そしてまた二〇〇〇年のEUとの自由貿易協定発効から昨年までの間、メキシコへの日本の輸出の機会の喪失は幾らか、併せてお答えいただきたいと思ひます。経産省、お願いします。

○政府参考人(小川恒弘君) お答え申し上げます。

まず第一点目でございますけれども、正式の政府間の、日本とメキシコのFTA交渉に先立ちまして産官学の日墨共同研究会が開催されたわけでございますけれども、その研究会のプロセスにおきまして、先生御質問のNAFTA発効による我が国のメキシコへの輸出機会の喪失に関する試算が行われているところでございます。具体的に申し上げますと、北米自由貿易協定締結直前の一九九四年におきますメキシコの世界全体からの輸入総額に占める日本からの輸入額のシェア、これは約六・一％程度であつたわけでございますけれども、このシェアが、仮に、一九九九年現在、これは研究会の開催時点で活用可能であつたデータということでございますけれども、一九九九年現在でも維持されていると仮定した場合の日本からメキシコへの輸出額、これは仮想の金額でございますけれども、それから一九九九年の輸出実績を差引きした金額を逸失いたしました輸出機会といたしまして約四千億円と試算しているところでございます。

それから、二点目でございます二〇〇〇年以降の話でございますけれども、メキシコの世界全体からの輸入額に占めます日本からの輸入額で見たとした場合のシェアでございますが、EUとメキシコ間の自由貿易協定が発効いたしました二〇〇〇年の三・七％から、二〇〇三年には四・四％と若干の改善傾向は見られましたが、九四年当時、これはNAFTA発効時でございますけれども、当時のシェア水準でございます六・一％には及ばない状況が続いているところでございます。

以上でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

そういう意味では、この数年間にメキシコへの輸出機会が大幅喪失したんではないかと。ある意味じゃ失地回復につながるこのEPAではないか。本からのメキシコへの輸出はこのEPAの協定によつてどのぐらい伸びると試算しているのか、併せて、併せてというか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(小川恒弘君) お答え申し上げます。

アメリカ、EUなど先進各国からメキシコと自由貿易協定を締結する一方、我が国につきましてはメキシコ市場におきましてこれまで平均約一六％の関税負担を支払ってきたわけでございますけれども、このたびメキシコと協定が締結される

ことによりましてこのような弊害が解消されまして、日本企業が欧米企業と対等に競争ができる土台ができたというふうに考えております。

協定締結によりまして具体的な輸出増加額を試算したものはございませんが、今回の協定の成果といたしまして、鉱工業品につきましては、ほぼすべての品目についてこれから十年以内に関税が撤廃することになったことから、幅広く輸出が拡大する可能性があると私ども考えております。

特に、ほぼすべての鉄鋼製品につきましては十年以内に関税が撤廃され、さらにそのうち電子、それから家庭用電気製品、それから資本財、自動車の四分野に使われます鉄鋼製品につきましては関税が即時撤廃されることになっております。

また、自動車につきましても、前年の、前年のメキシコ国内販売台数の約五％に当たります新たな無税枠が設けられまして、また七年目には関税が撤廃されることとなりますので、これら品目につきましても輸出の伸びが期待されるとされていくところでございます。

以上でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。もう少し具体的な数値も経産省で試算しているのかと思ひましたから、そうでもないような感じがしております。

谷垣財務大臣には余り質問項目が今日はありませんが、ところどころで閣僚の一人として御認識なり御感想を聞きますので、緊張を持って聞いておいていただければ有り難いというふうに思ひます。

次に、関税率についてお伺いしたいと思ひます。

今回のEPAにつきましても全体で九六％ですが、関税撤廃ということになりますので、私はこの数値というのはある程度意識しなきゃいけないものではないかというふうに思ひます。その意味で、あえて、ガットの二十四条及びその解釈に関する了解というのはどういうものになっているのか。あわせて、EUの文書に従えば具体的な無

税の率というのはどのぐらいを目指すべきなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(北島信一君) お答え申し上げます。お答え申し上げます。

ガットの二十四条及びその解釈に関する了解でございすけれども、これはいわゆるFTAのWTO整合性について種々規定しているということでございます。

例えば、実質上のすべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止する、自由貿易地域を設定するための中間的な協定の場合には原則として十年以内にこれを完成させるものでなくてはならない、さらに、自由貿易地域の設定前よりも域外国に対して関税その他の通商規則が高度又は制限的なものであつてはならないこと、そういったことを決めております。

同時に、その実質上のすべての貿易、これを満たすための具体的な基準でございすね、具体的な基準、これは確立していないということでございますけれども、日本としては、実質上のすべての関税その他の制限的通商規則が廃止されなければならぬとの量的基準と、主要分野が自由貿易地域内の自由化の対象から外されてはならないとの質的基準、この両方を満たす必要があると考えています。

委員が御指摘になったEUの文書でございすけれども、EUは自らの結ぶ個別のFTAにつきまして、ガット二十四条八項で言うところの実質上のすべての貿易との整合性、これとの関係で、貿易量ベースで九〇%以上、九〇%以上について関税撤廃を行うということについて種々の形で表明してきているということがございます。

○若林秀樹君 それはEUの文書ではなく、いろんな場面で発言されていることが担保されて、九〇%というのは実質上無税の目指すべき水準になっているという理解でしょうか。もうちょっと書かれたものがしつかりあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北島信一君) 個別のFTA交渉に

臨む際のEU側の考え方として、いろいろな文書で九〇%という数字に言及しております。

他方、FTA一般における関税撤廃の基準に關して定めたEUの公開文書は存在しないということのようでございます。

○若林秀樹君 ないようでございますというのか、何かちよつと頼りないんですけれども、私が読んだ本によれば、EUの文書によつてそういうものが規定されているということがあつたものですか、改めてそういう意味で確認をさせていただいたところあります。

そういう意味でいうと、やはり少なくとも九〇%は最低でも十年以内に撤廃を求めるところとが一つのターゲットになると思ふんですが、余りでも、あえて今回の協定でいけば、全体では九六%でありますけれども、メキシコからの輸入額は約八七%という試算が出ています。余りにもその差が大き過ぎるというふうでしょうか、こちら側は九八、向こうが八七というのは、やつぱり双方向に九〇%を目指すというのがガットあるいはそういう協定の精神ではないかなというふうには思ひますが、それについて、基本的な認識について副大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣(谷川秀善君) ただいま先生がおっしゃいましたそのいわゆるEUの問題でございす。十六日に在EUの代表部に照会をいたしました。そういったと、先方から、FTA一般における関税撤廃の基準に關して定めた、いわゆる九〇%と定めた定かな文書はないと、こういうふうに言うておるんですが、その都度、九〇%以上ということをおっしゃるんですが、大体その辺が目標になるのではないかなというふうに私は考えておりますし、それとまた、今、ただいまおっしゃいましたメキシコの比率でございすが、これはやつぱり具体的には、実施する場合にはできるだけ対等に近い形に持つていくべきではないかというふうに考えております。

○若林秀樹君 そういう意味では、明示的にはおっしゃられませんが、望ましくは

やつぱり九〇%を超えることがメキシコなどの輸入においても必要だという認識で私とらえたいと思ひます。

そういう意味で、八七はやや低いんではないかなという感じはしております。これはやつぱり農産品の問題でありますので、その問題認識については理解できないわけではございません。しかし、今回の協定で見て少し私が問題だと思うのは、先方の関心事項である農産品の五品目、例えば、鶏肉については一年目に関税率を協議、牛肉については二年目、さらに、この間にいろいろもめておりましたオレンジ生果についてはさらに二年目に協議ということ、肝心なことをやつぱり決めていないんですよ。これまでのやり方は、どちらかといえば、五年目に撤廃、七年目に撤廃、徐々にすることを全部段階的に決めて協定で結んでい

るんですけれども、今回は、二年掛かってもめたにもかかわらず、肝心なことを決めてないんではないかなというふうに思ふわけで、確かに、この協定のやり方というのはほかのケースでもないわけじゃないんですよ、やつぱり我が国が協定する内容として、何も決めずにまた先送りしているような私は印象があるんですが、この辺について、財務大臣、いわゆる関税という意味において、こういう協定の中身を決めないで大枠を決めちゃうというのは、万が一これで一年目、二年目に協定するときに整わない、じゃこの協定破棄だということにつながるかねないではないかなというふうに思ひますが、その辺の問題認識はどうでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今おっしゃった三品目については随分交渉の経過でもいろいろあつたわけですが、要するに向こう側の関心と、それから我が国のそういった産品に対する影響というものをどう調和するかというのが一番の問題点であつたというふうに思ひます。

それで、先ほども御答弁申し上げたように、農林水産業に關連する物品の場合には、やはりそれぞれの国の風土や何か違いますから、要するに

ろんな多面的機能であるとか食料安全保障、それから構造改革の努力、こういうものに水を差さないようにするというのが必要だと思ひますので、そういう調整の結果こういう形になつたということだろうと思つております。

したがいまして、一年後ないし二年後にもう一回再協議しなければならぬわけですが、その再協議をどういう条件でやるかということも、大きな枠組みはできておりますけれども、今委員がおっしゃつたような御懸念がないように、我々また一致して取り組まなければいけないと思つております。

○若林秀樹君 谷川副大臣、済みません。副大臣にもちゃんと伺ひしなきゃいけないかつたんですが、今と認識が同じであれば結構でございますが、もし違ふんであれば逆にお答えいただければ有り難いです。

○副大臣(谷川秀善君) 今おっしゃつたとおりでございます。認識は私と委員と同じベースに立つておると思つております。

○若林秀樹君 それは一緒じゃないと困つてしまふわけでございますけれども、あえて聞いたわけ

であります。その上で、ちよつと意地悪い質問かもしれませんが、二年度、一年目、それぞれ協議するというところで、整わない、協議してまともな場合場合には、この枠がこれだけの輸入量で入つてきますと、いわゆる無税の額というのは今八七%ですが、また相当落ちるんではないかなという感じはしてございますけれども、もしそういう試算があつたら教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(内藤邦男君) ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

日本とメキシコEPAにおけます無税譲許率は、二〇〇二年、平成十四年でございすが、メキシコからの輸入額を基に計算いたしますと、御指摘のとおり約八七%となります。

これを仮に協定発効五年後におきまして、輸入の大宗を占める鉱工業品を含めまして農産物五品

目以外の品目の輸入に何の変化も起きず、当該五品目の輸入のみが特恵の輸入枠一杯まで増加するという、こういうある特殊な前提の下で試算をいたしますと、無税の譲許率は約七六％ということになります。

以上でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

やや無理な推論、試算もお願いはしているんですけども、仮に協議が整わないと更にこれが七六％まで下がっちゃうんですね、無税の総量が。そういう問題認識を持っていたかどうかということがやっぱり必要ではないかとも思いますし、やはりできる限り協議して決めて、大枠を協定するというのが基本ではないかというふうに思います。が、そういう基本であるという認識は、谷川副大臣、お持ちであるということでしょうか。

○副大臣(谷川秀善君) それで結構です。

やっぱりこの税率は、一割又はそれ以上低い税率とすることが約束をされておりますので、それはやっぱり実行していく必要があるのではないかとこのように考えております。

○若林秀樹君 約束はされていなくて、これまで協議ということですから、それによって下がる可能性が非常に高いという認識は是非持っていたいただきたいというふうに思います。

その上で、私は単純に分らないことをお伺いしたいと思うんですが、関税率ではだれがどのように決めているのかということでもあります。ただ交渉の結果決まるというのはいくらも当たり前のことですが、やっぱり役所の中でだれがこの関税は幾らだということを案として示して、交渉の結果まとまっていくなわけですね。これについてはいいと思うんですけども、なぜアスパラガス、カボチャが関税即時撤廃で、なぜサクラソ、ナシが七年で、なぜ米、リンゴ、サバが除外されるのかという、単純にこの基準が分からないんです。やっぱりこういうものもきちっと客観化していただかないと、今回の協定書を見ても、七百数十

ページですか、もう全部にわたって税率が書いてあって、英文の協定ですと一千三百ページとか、もうすごい莫大な量でありますけれども、この辺についての考えをちょっとお伺いしたいと思えます。

○副大臣(常田享詳君) メキシコとのEPA交渉につきましたは先ほど大臣の方からお話がございますけれども、農林水産業の持つ多面的機能とか食料の安全保障とか、もちろんそういったことに十分配慮して交渉を行っているわけでありまして、それぞれ今御指摘の個別のもの扱いにつきましては、当該品目に対する先方ですね、メキシコ側の関心の度合い等を考慮しつつ、いわゆる我が国の関税水準、また出回り時期の競合の度合いですね、同じ品目でも出回り時期の競合の度合い、また相手国の輸出余力があるかどうか、それだけの余力があるかどうか、それから我が国の輸出可能性等を踏まえて、それらのことを総合して交渉を行って、いわゆるぎりぎりの判断を行って踏まえて、政府として品目ごとに決定をしているということでございます。

○若林秀樹君 総括的に言われるとそういうことになるんだろうと思いますが、なかなかこれがやっぱり理解できないんですよ。例えばバナナ、バナナというのは日本に、日本産のバナナというのは余り聞いたことがないんですけども、それでも十年掛かって撤廃ということがいような基準の中でそういうふうになっている。なぜそうなんだということが分からない。あるいは、お米にしても、最初からお米はもう除外なんだと思いますが、本当にメキシコのお米が入ってくるかということ、私は可能性というのは非常に少ないと思うんですけども、最初からもう除外なんだということで、これはこれからのタイとかに関連するんですけども、やっぱりカードというものがあるとすれば、もう最初からお米は除外なんだということで頭から割り切ることが交渉に与える影響も私は非常にあるんではないかなというふうに思います。もう少し

は少ないかなというふうに思いますが、もう少しやっぱり客観的な状況のパターンという、基準を作ることも必要ではないかなというふうに思っています。そうしないと、ここに、変な話、いろんなやっぱり政治家からの圧力があって、この関税率は云々ということになりかねない。それをねるためのきちっとしたやっぱり基準というものが私は必要ではないかなというふうに思いますので、あえてその点について指摘させていただきたいというふうに思います。

その上で、今回の農産品の五品目の中の牛肉についてお伺いしたいと思います。四年の、今年のこれまでの輸入実績についてお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(木村幸俊君) お答え申し上げます。

牛肉の関税割当て対象品目の本年一月から九月までの輸入数量は一千七十三トンとなっております。

○若林秀樹君 既に九月までに一千七十三トンの牛肉が輸入実績としてあるということでありまして。今回の取扱いの中で、牛肉、当初二年間は市場開拓枠十トンで無税である。九月に私の事務所に来て説明された方は、いや、まだ実績がないんです。だから無税枠として十トン設けましたという話にありまして、実はもう九月で一千トンを超えているんです。

これは、言い分としては、二年前からの交渉の過程で今日には来ているとはいえども、協定を結んでいるのは、これはこの九月でしつたけ、その署名をしたということでありまして、もう余りにもこの市場の実態と交渉の当事者がそれに全く敏感に調査して、反応しないで交渉している、締結していると思われても私は仕方ないではないかなというふうに思います。ある意味では当事者としての姿勢が問われるものでありますので、この辺についての問題認識についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(常田享詳君) ただいま御指摘のとおり、牛肉についてはメキシコからの輸入量が二〇〇三年には二二トンである、そういう実績を踏まえて、協定発効当初二年間は十トンの無税枠を設けるということでありまして。ところが、今、実際には輸入量一千七十三トンあるじゃないかということですね。このことにつきましては、昨年十二月に、御案内のとおり、アメリカでBSEが発生したことを受けて米国産牛肉の輸入を停止した、そのことに伴って、その代替として一時的にメキシコ産の需要が高まっているという背景があるというふうに承知しております。

○若林秀樹君 ○二トンしかない実績が九月まで一千七十三トンを超えるということについて、私はちょっと異常な数字だというふうに思うのが普通ではないかなというふうに思います。

申し上げたいのは、先ほど申し上げたとおり、その交渉の当事者が、別に九月に突然出てくるわけじゃないんで、これまでずっと輸入が続いているにもかかわらず、九月の時点でまだ市場開拓枠で、実績がないからということでこれを協定しているというこの自体が、私は本当にこれは問題ではないかなというふうには思います。これは実績の問題じゃなくて、今はまずは交渉の問題として言っているの、それについての問題認識はないかということをお伺いしているんです。これは外務省の問題になるのかもしれないけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副大臣(谷川秀善君) そうですね、その実績については今後どうするかということだろうと思いますが、この点については、私どもとしては今のところどうするかということについては現在考えております。

○若林秀樹君 実績について考えていないって、実績なんですよ、それはもう。ちよつと答弁になっていないんです。

要は、やっぱりおかしいですよ、こんな。その交渉当事者がやっぱり市場を見て敏感に反応して協定しなきゃいけないんですよ。二年も掛かっ

ているからというのは理由にならないので、その当時の市場がどう動いているかということをごりぎりまで踏まえてやっぱり協定するというのは、これは当然の話でありまして、それを知らないで政府間が交渉しちゃうということ自体はやっぱり問題だということでもありますので、もし、谷垣財務大臣も閣僚の一人として問題認識でお答えいただければ有り難いと思いますし、副大臣も私の質問に対しての答えにはなっておりませんのでお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 牛肉のマーケットについては必ずしもきちっとした知見を今私持っているわけではございませんけれども、交渉に当たっては現状をよく把握しながらやるというのは当然のことだろうと思います。

○副大臣(谷川秀善君) 牛肉については農水省に答えてもらいたいと思いますが。

○政府参考人(内藤邦男君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、牛肉につきまして、交渉を行っていた時点におきましては輸入実績はほとんどございませんでした。したがって、そういった合意をしたわけではございません。

この合意につきましては、その一部だけを取り上げておるのはございまして、農林水産物全体のパッケージの一部として合意したものでございます。交渉後、輸入が行われるようになったからといまして、我が方から自発的にメキシコ側に有利となるような見直しを行うような性格のものではないというふうに考えておりますし、またメキシコ側から見直しの要請もございません。

以上でございます。

○若林秀樹君 あのね、そういう言い訳しちゃう駄目ですよ。やっぱり交渉の当事者として、一月からずっと輸入実績があるわけですよ、やっぱりそういうのをチェックしながらやらないと、やっぱり市場と遊離して政府間が協定して、その協定自体が意味がなくなるということを申し上げているんであって、そういう言い訳を聞きたいがために

質問しているんじゃないんですよ。現実に一千トン超えているじゃないですか。それを、質問、私の部屋に来て、ああ、もう輸入実績ありませんからということをや平気でしゃあしやあ言っただけで、くること自体が交渉当事者としての姿勢が問われるわけですよ。

だから、そういうやっぱり緊張感を持って市場を見ながらこれをやらないと、やっぱりスピードから出遅れますよ。そういう立場でやっていて、二年前から交渉していたからこれがパッケージだなんて言っている場合じゃないでしょう。だから、そういうやっぱり反省を持っていただきたいなというふうに思いますので、私の言っている趣旨は分かると思いますが、やっぱりそういう言い訳はしないで、今後しっかりと協定をしていただきたいと思っています。

○副大臣(常田享祥君) 委員の御指摘はよく理解できますので、今後、FTA、メキシコだけじゃなくて次々続くわけですので、しっかりと引き締めたいと思っています。

○若林秀樹君 是非、副大臣、よろしく願いたいと思いますし、外務省も、その交渉の先頭に立つてやる、役割としてしっかりとそういう緊張感を持って市場見て頑張っていたいただきたいというふうに思います。

時間がないので少し飛ばさせていただきますが、セーフガードの問題でありまして、二国間セーフガードの発動が今回の協定でも可能となるわけで、国内産業における重大な損害等に関して具体的などの程度の損害ならセーフガードで発令すべきと認定するのか、その客観的な数字についての考え方について伺いたいと思います。

あえて具体的に明示的に言えば、例えば豚肉なんですけど、五年間で八万トン輸入されると。輸入されれば、当然、全体の消費量が伸びなければ国内の生産量に影響するわけですね、国内のシェアが落ちるということでもあります。これが重大な損害になるのかどうかということも含めまして、どういう基準でセーフガードを発令するのか

ということについて伺いたいと思います。財務大臣、できれば財務大臣に。

○副大臣(上田勇君) 今セーフガードの発動すべき基準についての質問だったというふうに思いまされども、国内産業の重大な損害という定義については、協定上は「国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう」とされているわけでありまして、定量的な基準というのは定められてはおりません。ケース・バイ・ケースでそれぞれ調査をし、そしてその調査において客観的かつ数値化された各種指標を基に判断をしていくということになります。

いずれにしても、そうした数値を基に客観的に、また適切に認定していくということになっているというふうに考えております。

○若林秀樹君 そういうことでは、協定する範囲内において例えば豚肉が八万トン入ってきたと、それに伴って国内の生産量のシェアがその分はんと落ちましたと、それは重大な損害にならないと、それでは、あくまで協定しているんですから、その範囲内において国内シェアが落ちても重大な損害にならないという理解でよろしいでしょうか。

○副大臣(上田勇君) 今、豚肉の事例を出されましたけれども、これはセーフガードの対象とはなっていないものではありますけれども、一般的にこのセーフガードのことについて言えば、先ほど申し上げましたように、いろんな数値化された各種指標、これは例えば輸入の増加率であるとか、あるいは国内におけますマーケットシェアとか、あるいは国内産業の販売、生産、価格など、そうした指標を基に、それを、そうした客観的な指標を基にケース・バイ・ケースで判断をしていくということになります。

○若林秀樹君 対象になっていないと言いますが、対象になる可能性はあるわけで、ですから、協定の中身が輸入されて、すなわちそれで国内生産シェアも落ちるんで、それをもって損害ではないというのは考え方によっては当然のことであり

ますので、そういうことでは損害には当たらないという理解で答弁されたということで理解したいというふうに思います。

その上で、もう時間がなくなりつつありますので、最後、谷垣財務大臣にこれからのEPA推進に当たっての決意として質問させていただきたいというふうに思います。

私は、今回のメキシコの協定でも二年間掛かっておりまして、二年間たった輸出の実績があるぐらいの市場の変化は激しいわけですね。これからのやっぱり東アジア共同体でのEPAというのが非常に日本にとつての死活問題になります。そういう意味では、やはりスピードリーな司令塔的な日本国政府の推進組織が私は必要ではないかというふうに思っております。これについて、今経済連携促進関係閣僚会議というのがあるんですが、これはあくまで私は恐らく調整会議ではないかなというふうに思います。

今日の日経新聞ですが、FTAの基本戦略を諮問会議で検討すると。今ごろ基本戦略をこれから検討するというのはどういうことかなというふうに思いますが、要はやっぱり戦略性に欠けているというふうに私は思うんですけれども、もうスピード感持って、戦略性持って、どこから協定していくのか、どういう形で最終的な姿をやっていくのか、というこのステップが基本的にないんで、やはり総理の下に強力に推進する外交戦略本部のような司令塔的な役割があった方がいいんじゃないかなと思います。その認識と御決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今委員がおっしゃったEPA推進の組織として経済外交戦略本部のようなものを求めると、作れと、こういうことではございますが、既に閣僚レベルで経済連携促進関係閣僚会議というのがございます。さらに、事務レベルのものもございまして。

それで、むしろこのメキシコとの協定を結びますときには、随時、官房長官の下で、外務大臣それから経済産業大臣、農林水産大臣、私、四人集

が、輸出額は九三年に四千四百一十一億円、二〇〇〇年は五千六百十六億円となっておりまして、伸び率で二七％強の伸びとなっております。

○広田一君　かなり不利益を被った割には高い伸びを示しているわけでございますけれども、それでは一九九三年に比べて貿易量が減少した年はございますでしょうか。

○政府参考人(木村幸俊君)　御質問は、我が国のメキシコに対する輸出額が減少した年という……

○広田一君　双方向で。

○政府参考人(木村幸俊君)　双方向でございます。かちよつと合計の数字、今ちよつと手元に持っておりますが、輸出額で見ますと、例えば一九

九四年から六年ぐらいにかけては九三年の数値を下回っております。それから、輸入額、じゃ見てみますと、これにつきましては、連年メキシコの

輸入は大体今は順調に伸びておりますけれども、例えば一九九六年ぐらいに一つ大きな数字が、伸びがありまして、そのうち九七、九八と例えばマインナスになっているとかいうことで、年ごとにもちろん出入りはしております。

○広田一君 どうもありがとうございます。

そう考えますと、確かに不利益な状況にかかわらず、個々の企業や業種によつて確かに異なると

社は二〇〇一年にメヒカリにあったキーボードな

どの工場閉鎖とか、C社も二〇〇二年にプリンター工場閉鎖とか、個々の企業では非常に異なると思いますが、全体的には日本の企業といたものは、こういった不利益な状況、条件にかかわらず、かなり健闘しているのではないかなというふうに私なんかは思うんですけれども、どのようにとらえられているでしょうか。

○大臣政務官 平田耕一 君） もう既に様々に御指摘でございますけれども、やはりメキシコがNA

FTAやEUとの協定締結した後、我が国は、我が国の企業は平均約一六％の関税負担を被っており、大変競争上不利であった。したがって、先ほどから話が出ており

ますが、NAFTA締結直前の対日輸入シェア六・一％が維持されていると想定しますと、九九年実績三・七％差し引きますと約四千億という額が減少しておるわけでございまして、その回復期待と、これが我が国の影響として被っておる分、期待が持てるというふうに感じておるわけでございます。

○広田一君 確かにそのとおりなのですが、そういった状況にもかかわらず、先ほどの二〇〇〇年の伸び率等を見た場合に、日本の企業というものはそれでもかなり健闘しているのではないかなというふうに私は認識しているんですけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(平田耕一君) 現実には、お尋ねのポイントのところでございますが、協定の締結による具体的な影響を試算したものはございませんでこの数字を申し上げてあるわけでございませけれども、その四千億も、国内で生産関連指数等で生産高を推測いたしますと約六千二百億円の減少で、一人当たり生産額で割りますと約三万人強の雇用減少というふうなことになるわけでございませ。

○広田一君 そのような数字を繰り返し述べられるとやはり疑問に思ってくるんですけれども、そう考えますと、メキシコの輸出に占める日本のシェアが御指摘のとおり九四年六・一％あったものが二〇〇〇年に三・七％まで落ち込んだ主な原因というのは、メキシコのNAFTA締結から今日まで十年以上、結果として不利益な状況を放置してきた政府の経済外交に起因するのではないかなというふうに素朴に思ってしまうんですけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(平田耕一君) 先ほどから関税局でも申されておりますけれども、これは結果として、NAFTAあるいはメキシコとの、EUとの協定というものが先行しておつてこういう状況になったわけでございまして、我々も産業全般でもつて何とかそれが回復するように協定もし、本日も議案をお願いを申し上げまして努力をしてま

いりたいと、かように思っておりますのでございませ。

○広田一君 先ほど若林委員の方からも、アジアとのこれからEPA交渉等がある中で、やはり経済外交上の戦略を持って取り組んでいただきたいという御指摘がございましたし、先ほどの私の質問に対しても、当初NAFTA締結による被害が出るだろうということが予測していたにもかかわらず、結果として御指摘のような結果になってしまったという御答弁もございましたので、今後、他国との交渉におきましては、やはり被害等々の予想というものを十分勘案した上で取り組んでいただきたいというふうに思います。

そうしたら、ちよつと次のそれでは質問に移らせていただきますと思いますが、次にEPA・FTA交渉における農林水産物の取扱ひについての基本方針の各論部分に、国民の食の安全、安心確保、国内農林水産業に悪影響が生じることがないように注意するという項目がございませ。そこで、消費者の立場から、日本に輸入される食肉の安全性について伺いをしたいと思います。

まず、過去十年ないしは十五年以内にメキシコにおいて日本国民が不安を抱くような食肉に関する事件は発生しているんでしょうか。教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(高橋直人君) お答え申し上げます。過去十五年というところで今お話しいただきましたが、BSEに関しましては、メキシコは現在のところ国内でサーベイランス調査などやっておりますけれども、これまでに確認はされておりませ。それから、高病原性鳥インフルエンザ、あるいは広くは低病原性もございませが、この鳥のインフルエンザにつきましては、九四年の暮れに高病原性のこのインフルエンザが確認されているということもございませ。それから、低病原性のものについても、州ごと、州によつては若干現在も見られるということもございませ。高病原性インフルエンザにつきましては現在既に見られてい

ないという状況でございませ。それから、豚のコレラにつきましては、まだ若干、州によつては多少の発生が見られるというのが現状でございませ。

○広田一君 そうしたら、鶏肉についてちよつとお伺いをしたいんですけれども、これにつきましてはこれまでの輸入実績も少なく、関係委員会の質疑でも余り取り上げてきませんでした。しかし、鳥インフルエンザが発生しているということ、メキシコ産のこれは農産品五品目の一つとして特別に交渉されたものだろうというふうに認識をいたしております。

その中で、鳥インフルエンザ対策について、先ほど指摘しました基本方針を踏まえて注意して協議されたと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋直人君) お答え申し上げます。貿易の交渉でございませので、個別の疾病についてその貿易交渉の中で対策がどうかというお話は、これは特に行つておりませけれども、これは当然今回の経済的なこういった連携協定前に、以前から既にこういった畜産物のお互いの貿易がございませ。

これは当然二つ観点がございませが、一つは厚生労働省所管の食品衛生法、もう一つは私ども所管の家畜伝染病予防法、この二つの観点からやっておりますけれども、私どもの方の農林水産省の立場といたしましては、この動物の検査に伴います水際の措置として、相手国政府に対して衛生的問題がない旨のその証明を求めると、それから現物のその検査を水際で行うと、こういったことをやっております。それから、場合によつては現地に派出しまして衛生条件が保たれているかどうか、こういったチェックをしているところでございませ。これはこういった経済協定にかかわらず、通常のこういった畜産物の貿易がある国との間ではこういった衛生的なその措置についての確認を行っているということもございませ。

○広田一君 御指摘のとおり、確かにそれはやっていたかという困るんですけれども、先ほど私が言いましたEPA・FTA交渉における農林水産物の取扱ひについての基本方針では、これについても、食の安全についても注意をして取り扱うというふうなことが各論の八番で書いてあるはずで。ということは、今回のメキシコについてはそのようなことがなされなかったという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(高橋直人君) 個別の動物の疾病につきましてはそういった、あと植物やなんかに、害虫なんかもございませが、個別のそういった問題につきましては、それは個々の中でもちろん解決するというのが第一でございませ。

今回の協定の中では、あと一般的にその動物物の検査問題につきましては、動物物検査委員会、これSPS委員会と云つておりますけれども、そういった委員会を設けて、二つの国の間でもし問題あれば議論していくということになっております。

○広田一君 もう一、二問ちよつと聞きたいと思うんですけれども、先ほど低病原性の鳥インフルエンザがまだ見られるということもございませけれども、私は素人なので教えていただきたいんですが、この低病原性の鳥インフルエンザが致死率がほぼ一〇〇％になると言われている高病原性に変異するということに、したというふうに聞いておりますけれども、それはメキシコにおいて事実なんでしょうか。

○政府参考人(高橋直人君) メキシコにおきまして、私どもが知る限りにおきましては、その低病原性のインフルエンザのウイルスが高病原性のもものにメキシコでは変異したということは聞いておりませ。

○広田一君 これはアメリカの農務省の発表なんですけれども、アメリカ農務省の家畜研究所の調査結果によれば、メキシコは、一九九五年、家禽類へのワクチン投与によつて鳥インフルエンザの流行を食い止めたが、ウイルスは今では残存し、

変形型ウイルスが増えているというふうな報告をしておりますけれども、この調査結果については御存じでしょうか。もし知っているのならば、これを踏まえて、どのような見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(高橋直人君) ちょっと手元にアメリカの報告 持っております。ちょっとその点については存じておりません。

ただ、メキシコの、先ほど私の方から申し上げました、メキシコにおきましては現在低病原性の鳥インフルエンザウイルスがまだ多少残っているというところございまして、今現在、私どもが取っている措置は、その発生が見られる州、そこから、低病原性の鳥インフルエンザウイルスが見られる州からの家禽肉の輸入については、これは停止をしております。きれいな州、私どもは清浄州と言っておりますが、清浄性が確認されている州からの家禽肉のみ輸入を認めているというのが現状でございます。

○広田一君 先ほどの低病原性から高病原性への変異についての私の質問の根拠は、実は「畜産の研究」、農林水産省「海外農業情報」からの抜粋、要約ということで指摘をさせていただいたんですけれども、先ほどはそういう変異はないというふうな趣旨の御答弁をされたというふうなふうに思いますが、それで本当によろしいかどうかということ、清浄州の方からの輸入をしているということなんです、それを担保するような取決めなりというものをそれであるならばしていると思えますけれども、この点についてお示しができるのでしょうか。

○政府参考人(高橋直人君) 今二つお尋ねがございましたが、低病原性の鳥インフルエンザウイルスが高病原性のものに変異する可能性、一般論としてはございまして、私、先ほど申し上げましたのは、メキシコにおいてそういうものが発生したというのとはちよつと私の知る限りないということでありまして、それからもう一つは、じゃ高病原性鳥インフル

エンザがもしメキシコで発生した場合どうなるかということでございますが、それは、メキシコの場合ですとこれは地域が広がりますので、一遍で全部メキシコ全州の、全州からの鳥肉の輸入を止めるというような話になるかどうか、ちよつと別物でございますが、少なくともその発生地域が属するような州につきましては輸入停止に至るであろうということであろうかと思ひます。それは発生の度合いと、それから広がり、それから程度、そういったものを勘案してそのときにどういう措置を取るかを決めることになろうかと思ひます。

○広田一君 これ以上やりますと別の委員会の質疑応答になりますので、ここできちんとしたいと思ひますけれども。

私事で恐縮ですが、私も、実は鳥肉が大好きでございます。昨日の夜もこの委員会に挑むために鳥とニンニクをいためて気合いを入れてやってきましたので、是非メキシコの鳥肉も食べてみたいというふうな思ひますので、やはり法律に基づいて国民の皆さんが安心できるように、そのような体制を取っていただきたいというふうな思ひますし、またこういうお話については普通の一般の国民の皆さん、消費者というのはいかに知らないと思ひます。

ですから、こういった情報提供というか、周知につかましてもできる限りの努力をしていただきたいというふうな要請をしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋直人君) 鳥インフルエンザ、我が国におきましても今年に入りまして発生しております。こういった発生があれば、もちろん国内のみならず外国のものについても私どもは直ちに対応いたしますし、またそういった情報提供については国民向けに十分やっていきたいというふうな考えております。

○広田一君 それでは、次の二国間セーフガードについてお伺いしたいと思います。

この質問については先ほど若林委員の方から質

間がございましたので、重複はなるべく避けたいというふうな思ひますけれども、要は、国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合で国民経済上緊急に必要がある場合には発動すると、しかしながらそれは、先ほど御答弁がありましたように、ケース・バイ・ケースであるというふうなお話でした。

私も逆の立場になればそういうふうにお答えするんだらうとは思ひますが、やはり国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれというのは、日本語としてはだれしもがよく分かるんですが、ただそれが何を意味するのかというふうになりますと、やっぱり本日こういうふうに出席している委員の皆さんの中でもとらえ方は千差万別になってくるんじゃないかなというふうな思ひます。

そういった中で、やはり国内産業に重大な損害を与えたとする判断基準といったものはもう一度聞きたいと思ひますし、また重大な損害を与えるおそれがあるという、おそれという非常に極めて主観的な判断を一体何に基づいて行おうとされているのか。この点についての御見解を併せてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど上田副大臣から若林委員にも御答弁したところですが、広田委員おっしゃるように、ケース・バイ・ケースで判断するということになっております。ただ、その判断に当たっては、客観的かつ数値化された各種指標についての水準の変化を評価することとされておりまして、特に輸入の増加率であるとか輸入の増加量、輸入原産品の国内市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用、価格、結局またこれで総合的に申し上げざるを得ないんですけども、なかなかこの判断は定量的にやるのは難しいものですから、総合的な判断ということになつていくわけです。

それで、これを適用するときには、いずれにせよ、この関税暫定措置法を所管しているのは私ども財務省ですが、物資を所管している経済産業省

であるとかあるいは農林水産省とよく御相談をしなければいけないと思っておりますし、そういう相談をしながら必要な場合には発動していくと、今お答えできるのはそういうことではないかと思ひます。

○広田一君 谷垣大臣、関係委員会の質疑でもそういった御趣旨の御答弁をされていられると思ひますが、私、期待している答弁は、要は自分たちに任せておきなさいと、しっかりとやりますと、そして何かあったらきつと責任取るのってどんと政府に任せなさいと、そういった気概、心構えで是非取り組んでいただきたいというふうな思ひます。それで、あとちよつと時間もなくなつてまいりましたけれども、セーフガードについて、例えば二〇〇一年にネギ、シイタケなどについて一般セーフガードを発動するか否かという問題が生じたときに、適時適切に発動するためには日ごろからの備えが大事であると、特にモニタリングの重要性が改めて認識をされたという聞いております。

そこで、対メキシコについて各品目のモニタリングなど、適時適切な発動を担保するための対策並びに体制整備は十分なのか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) この点は今後政省令で定めていかなきゃならないことが多いわけがございますけれども、これは適切な管理運用ができるようにきちつとさせていただきたいと思っております。

○広田一君 最後に、二国間セーフガードにいたしましても、また関税割当て制度にしても、適切な運用を図るために大切なことの一つは、日本、メキシコともに同じ統計資料を共有することだと思ひます。しかるに、メキシコ側の統計によりまして、例えば二〇〇三年、対日本に対する輸出は約六億十萬ドルです。一方、日本の統計によりまして、対メキシコからの輸入は約十七億七千八百萬ドルと、両者の統計に約三倍もの開きがあります。

いろいろこれから緊張感のある交渉等が続くかもしれませんし、出てくるかもしれません。こういったときには、やはり統計資料の共有化、同じことを共有することの大切さというものはますます重要になってくると思いますけれども、この課題についてどう取り組み、是正されるのか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(木村幸俊君) 御指摘の点は、これまでも随時そういったFTA交渉等におきましてそれぞれの統計が違っている。これはある意味で、輸出と輸入につきましてはそれぞれ計上の仕方が違うとか、いろんな意味でいろんな要因はあるわけでございますが、それにしても極めて大きなケースも間々見受けられるようでございます。

正に、おっしゃることも正にそのとおりでございまして、まず共通の議論ができる土俵を作るようにできるだけ努力していきたいと思いますが、ただ、どうしても恐らく統計上何らかのギャップは残るといふ問題もあるような気がいたしますけれども、いずれにいたしましても適切に対応してまいりたいと考えております。

○広田一君 ありがとうございます。終わります。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。先ほど若林委員からも御指摘がありました点から、まず御質問をさせていただきたいと思っております。

昨日、竹中大臣の方から、このFTAに関しまして、今後経済財政諮問会議におきまして基本戦略を練っていくと、こういう報道がございました、その結論を来年夏の骨太の方針二〇〇五、二〇〇五に盛り込んでいくと、こういった趣旨の御発言がございました。

経済財政諮問会議のメンバーの一人として谷垣大臣にお聞きしたいと思っております。先ほど来御説明ありましたとおり、今までも、決して行政の縦割りといった交渉ではなく、関係閣僚が連携を取り、会議を開いてきたと、こういうお話

があったわけでございますけれども、そうしますと、今までの関係閣僚会議、また今度経済財政諮問会議で基本戦略を出し、閣議決定する二〇〇五に盛り込んでいくと、この両者の関係ですね、どっちが上なのかと下だとか、その辺の基本的なまず御認識を大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 経済財政諮問会議の役割は、マクロ経済政策全体の観点から、個々の政策を具体的に決めるというよりも、マクロ政策全体の観点からどのような方向をたどるべきかというのが、私、担当閣僚そのものではございませんけれども、基本的な関心であろうと思っております。

そういう観点からしまして、竹中大臣の御関心、恐らくこれから議論になっていくであろうことは、日本の経済を拡大し、足取りを更に堅実なものにしていくために、そういう国際経済の中でそういう足取りをたどっていくためにはFTAというものが重要であり、その基本的な方向性を定めなければならないという辺りの御議論がこれから進むだろうと思っております。

それで、これはある意味では、今日の議論にもありましたように、ここに出させていだいたような役所にとりましては言わばある意味での共通の理解というのにはでき上がっているだろうと思っております。それを更にどう具体的に展開していくかというところは、また恐らく、経済財政諮問会議の中でも今後どの辺を、まあ言葉は悪いかもしれませんが、ターゲットにしてやっていくかというような議論はあると思いますが、具体的には、やはりこれは交渉事でありまして、各実際に農業や貿易を担当しているところ、あるいは関税を担当しているところ、外務省も含めて、具体的にやはり向こうの当たりを確かめてやっていかないとできないと、大きく言うところという関係ではないかというふうに思っております。

○西田実仁君 そうしますと、どこの国との交渉からやっていくかという、いわゆる戦略的にですね、あるいは日本の農産品、センシティブ品目、どれを取りどれを守るかという、こうした基本戦

略が経済財政諮問会議において最終的に決定されるということでもないということでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) いや、私もまだこの点竹中大臣とよく議論をしておりますので、竹中大臣の御発言の趣旨に私の考えが沿っているかどうか分かりませんが、基本的な方向はやはり議論して出そうというお考えじゃないかと思っております。私も、あの会議の性格からして、基本的な方向を議論し、出していくことはふさわしいところではないかと思っております。

○西田実仁君 その経済財政諮問会議の役割というのは大変に大きな意義があると私も認識はしておりますけれども、事このFTAに関しましては、農業とも絡みまして、大変に総合的な判断とすることが必要になってまいりますので、必要なら農業関連の人を呼んでそこでやるというように報道もありましたけれども、やはり重層的にきちつと慎重にまた議論も積み重ねなければならぬというふうな思いで御質問をさせていただきました。

続きまして、日本・メキシコ経済連携協定につきましてでございますけれども、昨年十月にいったんその交渉が決裂をいたしました。その決裂した原因、そしてこれが今後対アジア経済連携協定を進めていくに当たりましてどのような教訓を日本に残してきたのかという点につきまして、外務省でしうか、御質問いたします。

○政府参考人(北島信一君) 昨年十月のメキシコ・フォックス大統領訪日の際でございますけれども、当時、閣僚級の折衝を含めまして精力的に交渉を重ね、議論が深まったわけですが、双方の納得のいく合意には至らなかったという経緯がございまして。

当時の背景として、メキシコ側に日本の市場に對する大きな期待があり、日本側に大きな譲歩を求めている一方で、日本側としても、メキシコ以降のEPA交渉を控えて、農産品等の分野を含め慎重に対応したいということがあったと思っております。その後、柔軟に対応すべきとの両国首脳の意

向を踏まえまして、政府間協議を重ね、両国間の相互理解が深まった結果、日本、メキシコ双方が納得のいく合意に向けて交渉が着実に進展したということだと思っております。

こうしたメキシコとの経験を通じまして、経済連携協定交渉においては、互いに相手国の事情を理解した上で、質の高い、かつ双方の利益となる包括的な合意を作っていく努力、これが重要であるという点を再認識したわけでございます。こうした経験を今後の東アジア諸国との交渉においても生かしていきたいというふうに考えております。

○西田実仁君 このメキシコとのFTA交渉につきましては、既に、この日本の農産物の平均関税は一二%ぐらいと認識しておりますけれども、関税が既に低くても競争にさらされている品目につきましては、これはもうほとんど関税撤廃に依拠していく、それ以外の米等を始めとしたセンシティブな産品につきましては守っていく、こういう基本的な戦略というんでしうか、交渉の態度というんでしうか、これ自体はアジアとの交渉でも引き続き取っていくと、このように認識してよろしいんでしうか。

○政府参考人(北島信一君) そのように考えております。

○西田実仁君 これはちょっと大きな話で恐縮でございますけれども、せっかくですので大臣にお聞きしたいと思っておりますけれども、よく言われるのは、日本は農産物に關しまして輸入自由化ということになかなか取り組めない、と、あるがゆえに、メキシコとの経済連携協定におきましても、アメリカや中国の後塵を拝しているのではないかと、こういった指摘をする人もいます。非常に大きな話で恐縮ですが、大臣の御見解、承ればと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 農業政策について必ずしも責任ある立場から御答弁できるわけではござ

いませんけれども、農業はやはりその風土性とか地域性というものがございますから、国によって性格の違うところがあるんだらうと思ひます。その上で、先ほどから御答弁申し上げているように、農業にはいろんな機能がございます。環境を維持するという、保持するという機能もあるでしょうし、いろんな機能がございますが、そういう農業の多面性、それを取り除いてしまったときに、やはりどういふ問題が起こつてくるかということもよく注意しなければならぬと思ひますし、それからこれも伝統的な議論でございますけれども食料安全保障、いざというときにある程度の基礎的な食料は自給できないと問題が生ずるんだないかという意識も、問題点もあるかと思ひます。

それから、やはり今おっしゃった中で、農業の体力が弱ければこういうFTAなんだといつてもなかなか対応できないということがあつてございますけれども、やはりそのために対応できるように農業自体も構造改革を進めて足腰の強いものにしていくというふうな努力をあつちこつちで行つてきたわけでありまして、そういう方向は私どもは尊重しながらやらなければいけないという面がやっぱりあると思ひます。

その上で、そういうことを前提としながら、やはり各地でこのFTAというふうなものが進んでまいりますと、そのネットワークの中から日本がこぼれ落ちていくときにどうなるのかということとを考えると、やっぱりそれは日本全体にとつて大きな不利益であるということになると思ひますので、今FTAというものは大事なものと。特に、先ほどから御議論がありましたように、アジアとの関係で今後日本にとつては死活的なものであるらうというこの共通の理解というのはいはばできてきたんじゃないかというふうに私は思ひます。

そういう全体の中で、先ほど申したような農業の持つている性格を位置付けながらやつていくと。なかなか難しいこととございますけれども、

みんなで協議を詰めていく必要があるんじゃないかと思つております。

○西田実仁君　そこで、アジアとの経済連携協定の交渉につきまして、もつとスピードアップをというふうな中で、農水省さんの方でみどりのアジアEPA推進戦略と称したものが今回発表されて、六項目にわたりましてポイント等も挙げられていくわけとございますけれども、言つていことはみんないいことばかり言つていくわけとすけれども。

基本的にまず農水省の関係各位の方にお聞きしたいんですけれども、これはアジア各国とのEPA交渉に積極的に臨む省としての方針としてこのみどりのアジアEPA推進戦略というふうになつていくわけとすけれども、これ、従来からの方針とどこがどう違うのか。つまり、先ほどメキシコとの連携協定で御指摘をさせていただきましてけれども、既に関税が低い産品にしましては徹底して関税撤廃、しかしセンシティブな品目につきましては一切応じられないと、あるいは非常に限定的にしかできないと、こういう立て分け方という従来からの方針から何か転換をしたものなのか、そうではないのかということについてお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(内藤邦男君)　答弁申し上げます。このたび公表いたしましたみどりのアジアEPA推進戦略でございまして、これは先般の内閣改造に際しまして内閣の基本方針としてアジア各国との経済連携交渉の締結に積極的に取り組むということが掲げられたことも踏まえまして、島村大臣の指示の下、アジア各国とのEPA交渉に積極的に取り組む農林水産省の方針として取りまとめたものでございまして。

これにつきましては、この基本方針では、EPA・FTA交渉に当たりまして、国民の食の安全、安心の確保、それから農林水産業の多面的機能への配慮、我が国の食料安全保障の確保、それから農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないように十分留意するということを基本

にして今まで基本方針を定めてきたわけとございします。これは主として物の貿易に関する交渉で留意すべき諸点というものを今までの基本方針では掲げてきたわけとございします。

これに對しまして、今回定めました推進戦略におきましては、特にアジア諸国とのEPA交渉に取組む目的をいたしまして、アジアにおける食料安全保障、それから食の安全、安心の確保、それから農林漁業、食品産業の共存共栄の実現、それから農山村の発展といった事項を取りまとめまして、その実現のための交渉に積極的に取り組むという意思を決めていくものでございします。そういう意味で六つのポイントを明らかにしたということとございします。

農林水産省といたしまして、今後、このみどりのアジアEPA推進戦略に沿ひまして、交渉の推進に一層努力してまいりたいというふうな考えております。

以上でございします。

○西田実仁君　この中で、日本から農産物の輸出に力を入れるということも指摘されておりました、日本の農業にとつて新たな市場を開拓していくんだという、そういう意気込みも記されているわけでありまして、具体的に日本から農産物輸出、対アジア向けということと今どんな取組をされておられるのか、またこれ今後どうされていくのか、今検討されている項目、幾つか挙げていただければと思ひます。

○政府参考人(内藤邦男君)　お答え申し上げます。

この推進戦略の中におきましても、農林水産物、食品の輸出促進ということをやつたっているわけとございしますけれども、アジア諸国では、まず、元々嗜好が非常に似ているということがございします。それから、経済発展による所得水準の向上によりまして、我が国の高品質な農林水産物、食品の輸出可能性が高まつてきております。このため、このEPAを通じて相手国に關税撤廃、削減を積極的に求めていくということ、そう

いったことを通じて、我が国の農林水産物の、それから食品の輸出を後押ししたいというふうな考えております。

また、アジアの各国におきましては一般的に知的財産権の保護が十分でないという問題がございします。植物の育成者権の保護につきましても、国際条約でございましてUPOVへの加盟あるいはその国内法制度の整備というものを求めまして、我が国で育成された品種が不当に相手国で栽培されたり、それが輸入されることのないようにしていきたいと思つております。

本年度から、私ども輸出促進室というものを設けてございします。予算措置についても大幅に拡充いたしまして、その後押しをしていきたいというふうな考えております。

以上でございします。

○西田実仁君　もう時間がございませぬ。最後の質問でございしますけれども、これはセーフガードの、特に一般セーフガードではなくていわゆる緊急措置、牛肉と豚肉のみに適用される緊急措置について御質問を財務省、財務大臣にお聞きしたいと思ひます。

これはもう御存じのとおり、昨年八月に冷蔵の輸入牛肉に對しまして緊急措置が発動されました。それは平成十三年に発生したBSE、これに起因して自動的に、数量が前年の輸入実績の一一七%を超えてきたと、こういうことでセーフガードが発動されたわけとございまして、先ほどのあの議論といへば、そういう意味では今度は数字がはつきりして、これはいわゆる総合的に判断ではなくて自動的に、数量に自動的にセーフガードかつと掛かつてしまつと。

こういうことに対しては、かなり特殊な要因でもあり、もうちょっとならして、あるいは特殊な年を外して、過去三年なり二年なり、ならした上で、それを上回つた数量、その数量を上回つたときにセーフガードを掛けていくという、緊急措置を掛けるということが必要ではないかというふうな御指摘もかつてこの国会でも議論されている

ことはよく認識しておりますけれども、改めて、この輸入牛肉の緊急措置につきまして、こうした特殊要因を取り除いた、ならした上で、このセーフガード発動の基準見直しというものを検討した方がいいのではないかと、このように思うわけでございますけれども、大臣の御所見を、最後、お伺いできればと思います。

○副大臣(上田勇君) お答えいたします。

今委員御指摘にあったように、今のその状況というのが通常でない状況下にあるということはおもな御指摘のとおりで、十七年度においてそういうふうな御懸念があるということは十分理解するところでございます。

ただ、これから輸入再開とか輸入量がどういふふうに進んでいくのかというふうなことにしてもまだほとんど決まっていない状況でございますので、十七年度、どういふふうに変更をしていくかというのは、今、関税・外国為替等審議会にも諮問して議論をしていただいているところでございすし、そうした議論も踏まえた上で、またいろいろと情勢の変化等も踏まえた上で判断していくかなければいけないことであるので、現時点では確定することというのは申し上げられない点は御理解いただきたいというふうに思います。

ただ、この緊急措置というのは、ウルグアイ・ラウンド交渉の中でいろんなパッケージ、関係各国、たくさん関係各国とも交渉した、そしてその上でのパッケージとして合意されたものでありますので、特にこの牛肉の緊急措置については、合意をされました関税の水準五〇〇というものが我が国が自主的に引き下げるものの代償措置として導入したものでありますので、またこの発動の基準となる数量についても、これは議論の過程、いろんなものがありまして、そうした様々な協議の結果合意をされた数値でありますので、これ変更するということがなれば、これはWTOでの農業交渉の中でも議論をしなければならぬことだろうというふうに思っております。

○西田実仁君 だと思えますけれども、WTOの

条約による規定ではないはず、サイドレターだと思えますので、特に主要国であるアメリカとの交渉等によってまた前向きに検討いただけるようお願いして、最後、質問を終わりたいと思います。

○大門実紀史君 大門でございます。

我が党は今回のメキシコとのEPAに残念ながら反対でございます。したがって、本法案にも残念ながら反対でございます。ただ、EPAやFTAについて一般に反対という立場は取っておりません。二国間交渉によるEPA、FTAは、お互いの条件をよく考慮して進めるならば相互に経済関係深めることでありますし、発展も促せるという点で一般に反対はしていません。

ただ、今回のメキシコとのEPAは、農協の宮田会長がおっしゃっていますけれども、その言葉をかりるならば、工業サイドの要求の実現のために農業にしわ寄せが来ると、そういう構図になっている。今日も議論ありましたが、セーフガードの問題、いろいろ歯止めは掛けているという話ですが、我が党もいろいろ詰めてみましたけれども、やっぱり穴がぽっかり空いているというところを指摘せざるを得ない。したがって、しわ寄せは来るとい判断をして反対をしているわけでございます。

それそのものの問題は既に今までの衆参の委員会でも触れておりますので、今日はもうその議論の重複は避けます。このEPA、FTAの在り方そのものについて、谷垣大臣の見識を伺うという質問にしたいというふうに思います。

まず、こういう二国間協定というのは、当然、譲り合いとか痛み分けになるのは現実の姿として当然のことだと思えます。日本がこれから結ぼうとするEPAにしろFTAにしろ、韓国を除けば東アジアの途上国が主な相手になりますから、当然日本の方は工業製品を輸出する、拡大したいと、相手の方は農産物を輸入してくれと、こういう関係にならざるを得ないというのが今後のFTA、EPAだというふうに思います。問題は、日

本がこれ以上の農業の、農産物の輸入を拡大することをどう考えるかということに私は一つこの問題尽きんではないかと思っています。

既に日本は世界一の農産物の純輸入国になっています。先進国の中で食料自給率も最低ということになっていきます。関税率も、OECDの資料によりますと、全品目の平均で日本は五％と、これはアメリカに次いで世界で二番目に低いです。ね。農産物の平均も、日本は二二％ですけれども、これは世界で五番目に低いんです。ですから、何も今関税が高くて、総理が一度どつかで言われましてけれども、農業鎖国をやっている場合じゃないと言われましてけれども、もう全く認識が違う、もう十分に市場開放はされていると、これは関係者の方も指摘されているところでございます。

そういう中で、今農家の皆さんがいろんなこの輸入の拡大で苦境に陥っているというのは、私たちが選挙で農村回れば、どの党の議員もそういう話を伺うというのが現実ではないかというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今後の東アジアのEPA、FTA考えますと、どうしても工業製品を輸出して農業を輸入してほしいと、この関係にならざるを得ないということに具体的にになります。そういう、ですから農産物の輸入促進はEPA、FTAをやっていくと思うと避けられない、減ることはない、促進することになってしまふと。この辺のことを谷垣大臣は基本的な考え方としてどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎二君) 今、大門委員からお話がありましたように、このところの日本の国際関係見ておきますと、アジアとの関係というのは、これはもう非常に深くなっております。要するに日本自身の判断としてアジアとの共生というのを進める必要があると。もちろん、この理由述べますと長くなりますから、結論だけ申し上げますと、大方そういう理解になってきているんではないかと私は思っているんです。

このアジアとの共生を進めるということになってきますと、先ほど申しましたように、やはり人、物、金の移動をできるだけ自由にしていくということを考えてざるを得ない。そうなりましてきに、結局、先ほど大門さんが指摘されましたように、日本は世界に冠たる工業国家でありますから、日本から輸出するものは勢い工業製品である、アジア各国から入ってくるものはやはり、農業だけとは言いませんが、農業が多いだろうということとは、これもやむを得ないことだろうというふうに私は思います。

また、FTAを結ぶ上からもWTO等の協定を遵守しなきゃなりませんけれども、WTOも実質上すべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止されると、どこかの分野を除くというようなことはWTO協定上も認められていないということだろうと思います。そうなりますと、今も委員が、いろいろ日本もかなり農産物に関しましてはもうぎりぎりのことを今までやってきたはずだという御趣旨だったと思います。

先ほどから、私、三つ言っておりますけれども、農業の多面的機能、これは農村のいろんな役割というものもあると思います。それから、食料安全保障ということも、余りきつつきつ縮めていくわけにもいかないと、そこがございす。それから、これも先ほど来の御議論でございすけれども、日本の農業自体もそうやっていく中で足腰を強くしなきゃならないと、これは当たり前のことだろうと思いますが、そのための構造改革の流れというものも必要だろうと思います。

こういったものをすべて勘案しながらやはり考えていかなきゃならないんで、なかなか解は簡単ではないと私も思いますけれども、先ほどの御議論のように、例外品目であるとか関税割当てであるとか、あるいは二国間セーフガード、こういうものを適切にビルトインして、私はアジアとの共生と先ほど申しましたような日本の農業の持っている役割というものの両立を何とか果たしていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

ます。

○大門実紀史君 私、今言われた農業構造改革とか等々、今日こは農水委員会ではありませんが、触れませんが、要するにそのまま今の政府の農政だということに耐えられる日本の農業を作れないではないかというふうに懸念をしています。むしろ、今頑張っている農家の方々を、日本の農業のいいところもあるわけですから、直接支援するようなことが求められているという点だけ、その点では指摘しておきたいと思っています。

もう一つ、私は思うんですけども、アジアの方で輸出するアジアのそれぞれの農業、途上国の農業が今どうなっているかということなんですけれども、本当にその国にとって今いい農業生産をやっているんだらうかと。この点もよくやっばり考えておく必要があると思います。

例えば、大体途上国の農産物輸出には、今いわゆるアグリビジネス、多国籍のアグリビジネス、例えば日本の商社が行って物を作らせるとかメーカーが作らせるといふアグリビジネスがかなり入り込んでおります。例えばメキシコからの豚肉の輸入の問題でも、メキシコではもう豚肉の生産というのはアグリビジネスが大体やっています、大規模な。やっばり大規模ですからいろんな安全衛生管理に心配が生まれています。感染症を防ぐためにワクチンの技術を日本から技術援助しているとか、いろいろアグリビジネスそのものがメキシコの豚肉でも問題になっているんです。

中国の輸入野菜について言えば、去年、残留農薬が問題になりましたけれども、あれも、中国人が今作っている日本向けの野菜というのは中国の人が食べない、ホウレンソウとかゴボウなんというの中国の人、食べません。日本向けにアグリビジネスでやっているわけですね。あるいはタイなんかでもエビとかプロライラーの問題が、これが問題になってきましたけれども、環境破壊を起こしてマングローブの林を絶やしてしまつたとか、あるいはえさの沈殿で海水汚染が拡大するとか、そういういろんな問題をアグリビジネスが環

境破壊あるいは食品の安全の問題で引き起こしています。それが実際には今途上国の農業生産の実態なんです。

もう一つは、その途上国自身も自分たちの国の国民を養うために農業生産するよりも、そういう輸出向けの農業生産に力を今入れていて、自分たちの食料よりも外貨を稼ぐ農業に今傾斜しているという問題点があります。

ですから、例えば中国なんかで言えば、自分たちの人口を賄う食料生産をしなければいけないのに、輸出の方の農業生産をやっていると。穀物は輸入するようになってきている。東アジアでは今穀物の輸入が物すごく増えているんです。本来自分の国で生産できるもので、そういうものは輸入して、日本とかそういうところにさっき言ったアグリビジネスが輸出をしていると、こういう問題が生じています。

したがって、今の東アジア、途上国の農業生産というのは、決して東アジアの農家の方、国民の人にとつて必ずしもいい生産をしているとは私はなかなか言えないのが実態だと。そういうところとFTA、EPA結んでいって、どうぞどうぞ輸出してくれというのも、もう一ついろいろ考えなきゃいけないことが私はあるんじゃないかというふうに思います。

そういう点でいきますと、単に農産物を輸入してほしいと言われて、そのレベルだけではなくて、もつと日本の農民と、今始まっていますけれども、向こうの農家の方と、それは地場の農家の方ですけども、アグリじゃなくて地場の農家の方ですけど、そういうところの交流を深めて、本当にお互いの農家がちゃんとやっていけるような、譲り合うところは譲り合つてやっていけるような、本当の農業の輸出入の交流というものが今重要になっているというふうに思います。

今、おかしなことが進んでいるんです。工業製品を輸出するのでも多国籍企業、途上国から農産物を輸入するのでも多国籍のアグリビジネスと。国民不在といえますか、それぞれの農家の不在という

ような形で進んでいます。そういう点では、WTOと違ひまして、二国間のことで、いろいろなことを相談して、それぞれの当面の利益だけではなくて、将来のお互いの食料主権あるいは自給率の問題、こういうものをお互いでよく話し合つて、その上で譲り合うところは譲り合うとか、そういうふうなことが、本当の農業でいけば、二国間の協定であるべきだというふうに私は思います。

そういうふうにしていかない中で、とにかく工業製品で、向こうが、アグリビジネスが言っている、輸出したいと。これに乗っているようなことを繰り返しては、本当に今のグローバルゼーションというものはもつと問われておりますので、そういう中身のよく見たグローバルゼーションに対応していくことは必要だと。その中で、二国間協定も考えていくべきだというふうに私は思っているんですが、大臣の御見識を伺えればと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、大門委員の御質問は、私、当局としてなかなかお答えする知見がないわけでございますけれども、要するにこのFTAをやりますときに政府の中でも連携を取らなければいけないわけですが、今の御質問で申し上げますと、主として農林水産省が、先ほどもどなたかがおっしゃったみどりの、何と申しましたつけ、みどりのアジアEPA推進戦略というものを農水省が中心になってお作りになっておりますが、その中に、EPAを通じてアジアの農山村、農村あるいは山村、漁村、こういったところの貧困等の解消にどう結び付けていくか、あるいは地球環境の保全や資源の持続可能な利用というものをどうこのEPAの中に織り込んでいくかという視点をしておられますので、やはり今後そういうようなことも十分意識しながらEPAの交渉を続けていく、EPAの交渉をやっていくことが必要かなと思います。

○大門実紀史君 私、農水省の読みましたけれども、もう言葉だけでほとんど何も考えてないと思

思うんですね。それで、谷垣大臣にそういう観点を持っていたかと思つて申し上げたわけなんです。

とにかく、今グローバルゼーションが、グローバルの時代です、二国間協定、EPAもFTAも結ばれていく方向というのは何も否定はいたしませんけれども、もう少し、もう一歩考えて、アジアとの共同、東アジアの国々との共同ということ考えたときに、単に今までやってきたアメリカ型といいますが、アメリカ型のグローバルゼーションといいますが、企業中心といいますが、企業がもうけていくことを一つの基軸としたグローバルゼーションの動きが世界で広がっていますけれども、そういう点を踏まえて、何といいますが、グローバルスタンダードの、日本がせっかくインドといいますが、そういうものを一緒に模索していくという方向に今後切り替えていくことを求めて、質問を終わりたいと思います。

○系数慶子君 系数です。通告をいたしました順序とは多少入れ替えて御質問したいと思

まず、FTA、自由貿易は、結局多国籍企業、そして輸出業者のためであるという批判もあります。相手国の国民や農民や地場企業は本当に日本との自由貿易を望んでいるのか、あるいは環境への影響はどうか、若しくは貧困や環境、そして食料安全保障との関係など、幅広い観点からのその検討が必要であると思ひます。また、これらの問題に対する国内体制の整備も必要となつてくると思ひますが、そこでまず税関の体制についてお尋ねしたいと思ひます。

これ、二国間協定の増加で今後税関の仕事の量が増えると思ひされます。税率も多様になり、迂回輸入の防止のためのチェック体制の強化も必要となり、そのための人員確保の見通しがどうなっているのか気になっておりますが、いかがでしようか。

○政府参考人(木村幸俊君) お答え申し上げます。

F T Aの締結が増加してまいりますと、正にお話ございましたが、原産地に依りてそれぞれF T Aに基づく税率の適用を受ける申告と、それに伴う原産地証明書の提出が増加するということが予想されるわけでございます。F T Aに基づく税率の適用に際しましては、原産地証明書の原本の提出を求めまして、原産地等が適正かを確認することによりまして適正な通関を確保していくということになるわけでありまして、また、F T Aが締結されますと、正に税率の適用が非常に複雑になるといった面もございます。このため、日・シンガポール協定におきましては、通関情報処理システム、いわゆるN A C C Sと言っておりますけれども、におきまして、原産地、それから税番、これは品目別のコード番号でございますが、税番等を入力いたしますとそれに該当する税率が自動的に選択される仕組みがもう導入しているところでございます。日・メキシコ協定を始めとしたしまして、今後のF T A協定の締結につきましても、同様の仕組みを導入することによりまして、輸入者等の利便性を図るとともに、税関の審査事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 それでは、沖縄の税関では、今水際での取締り強化のために、石垣島に新たに監視艇一隻が要求されていますけれども、それに対しては財務省としてどう対応されるのでしょうか。

○政府参考人(木村幸俊君) 要求当局、税関として御答弁させていただきますけれども、税関では、御承知のとおり、社会悪物品の水際での密輸入取締りに併せて、近年増加傾向にあります洋上での取引や取締りの手薄な地方港をねらった悪質、巧妙化する事犯に対応するために、その機動力として監視艇を配備し、海上巡回など取締りを実施しているところでございます。

今お話ありましたその石垣税関支署への大型監視艇の配備要求でございますけれども、これ、一

艇を配備しようとしているものでございますが、洋上取引等による密輸事犯が多発している沖縄先島諸島における監視、取締りの強化を図ろうとするものでございます。

大型監視艇の建造につきましては通常二年の建造期間が必要なことから、その必要な経費をいたしまして、総額十一億七千六百万円のうち、来年度におきましてはその半分の五億八千八百万円を要求していると、そういうところでございます。

○糸数慶子君 これは昨年度行われました衆参院での財務、財政金融委員会において、関税定率法等の一部改正の審議に際して、税関職員の機構、定員確保とそれから処遇改善など配備することを内容としたしまして、これに附帯決議が付けられています。ですから、そういうこの実態に即した御理解をいただいたということで、是非とも来年度の予算編成に当たって特段の配慮をいただきたいということで御質問させていただきました。それから、豚肉問題に関して伺いたいと思います。

農林水産五品目の中で今回特に問題になるのは豚肉でありまして、農林中金総合研究所によれば、豚肉の貿易については、口蹄疫それから豚コレラの伝染防止のために輸出できる国それから地域が限られており、メキシコの場合も米国国境沿いのソノラ州それから南部のユカタン州など一部の州に限られ、対日輸出を行っている養豚経営は十一社で、そのうちの三社で九〇％のシェアを占めていると言われております。しかも、その一社は米国資本によるもので、日本に輸出する際は一度米国のロサンゼルスまで運び、日本に船積みされているというふうに言われます。

このように、豚肉輸出に関する要求はメキシコ養豚業のごく一部の利害を反映したものではないかという指摘もあります。今回の協定では、この豚肉は初年度が三万八千トン、五年目で八万トンの従価税率、その半減の特恵輸入枠が設定されています。

現在、我が国の国別の豚肉の輸入量では、米国

が二十四・七万トン、デンマークが二十二・一万トン、カナダが十六・八万トンとなっていますが、メキシコとの協定によってこれらの国々が税率半減の要求をしてくるのか、もしそうなると思いますと、現在の豚肉の差額関税制度の機能がなくなり、現在の豚肉の価格が低落して日本の養豚農家の経営を悪化させることはないのかどうか、お尋ねいたします。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 豚肉に関する御質問でございますけれども、まず日・メキシコの結果について申し上げますと、まずメキシコの対日農産物輸出額の半分が現行豚肉でございます。その中で豚肉市場のアクセス改善についてメキシコ側から強い要求があったということでございますが、日本側といたしましては、国内生産への影響を極力回避するという観点からぎりぎりの交渉を行って、結果としては、現行、国内の安定生産を確保しております差額関税制度の根幹を守りながら、従価税率を四・三％を二・二％にする枠を設定をいたしました。それを初年度三・八万トンから五年度八万トンまで倍すると、二倍、約二倍にするということとで合意を見たわけでございます。

それで、懸念を、今委員からの御懸念があったわけでございますけれども、米国それからデンマーク等の豚肉の輸出国でございます。これにつきましてF T Aを締結したいという意向があるとは承知しておりますけれども、いずれにせよ、F T A自体はそれぞれの相手国との間で個別に関税撤廃なり関税の削減等の条件を交渉するものでございまして、この今回の交渉結果がそのまま他国に適用されるということはないというふうに承知しておりますし、私どもとしても、今後ともこの協定の結果起こってくる事態というものを注視しながら、的確に豚肉の競争力強化に向けての国内施策をしつかりと打っていくと、引き続き打っていくということとで対応したいというふうに考えてございます。

○糸数慶子君 次に、二国間セーフガードの問題について伺います。

今回の協定は農産物分野での関税の撤廃、削減を含む初めての経済提携協定であり、今後のタイやフィリピンなどアジア諸国との協定の先例となるわけですが、しかし、仮にパナナプルや砂糖が今後の再協議で関税の引下げの対象となれば、生産者保護の観点から、二国間セーフガードと、この在り方がより重要になってまいります。

そこでお伺いいたしますが、特定地域と特定産品に重大な影響が生じる場合にセーフガード措置として輸入数量の制限ができるのと特別条項を入れるべきではないかというふうに思いますが、なぜそれが入らなかったのか、お伺いいたします。

○政府参考人(木村幸俊君) 御質問は、今回の日・メキシコ協定におきまして、二国間セーフガードにつきまして輸入数量制限を採用しなかったという御質問だと思いますが、これは日・メキシコ協定におきましては、日・シンガポール協定も同様でございますけれども、二国間セーフガード措置は関税上の措置とされておりまして、輸入数量制限を採用されておられません。

その理由でございますけれども、二国間セーフガードとして仮に輸入数量制限を採用し一定数量を超えた場合、その場合何ができるかというところ、F T A税率の輸入を停止する。ただし、それは最恵国税率まで戻すだけでございますから、最恵国税率による輸入は制限できないというふうになるわけでございます。したがって、結果として正に最恵国税率までの関税引上げ措置と同じ効果しか得られないということで、輸入数量制限措置は採用していないというところでございます。

○糸数慶子君 それでは、次に参ります。

パインとそれから砂糖、そして砂糖製品についてなんですが、これ、協定の中では、協定発効時に関税即時撤廃から再協議、除外まで、カテゴリーAからXまでが列挙されています。

今回のメキシコ協定において、パナナプルそれから砂糖、砂糖製品はこれ三年後の再協議の対象になっていますが、パナナプルそれから砂糖、そして砂糖製品は沖縄と大きく関係いたして

おります。我が国の中でも、いずれも生産者、そして製糖業者への支援のシステムが歴史的に確立されている産品であります。今回これが適用除外とされずに再協議となった理由は、何でしょうか。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 今回、メキシコ側は、今委員の申された品目につきましては、やはり幅広い関税撤廃を求めたいという立場から、関税の撤廃というものを求められております。その意味で、私どもとしてぎりぎりの交渉をいたしまして、国内農林水産業に悪影響を与えないようにという立場から再協議ということで、最終的にはこれは二国間のお話合いでございますから、ぎりぎりの交渉の結果、こういった結果になったというところでございます。

ただ、パイナップル、砂糖、砂糖製品というのはもう沖縄等におきます非常に地域経済上も重要な品目ということでございまして、地域経済への影響を緩和するという立場で私ども臨んでおるわけでございますし、今後ともそういった地域経済上重要な品目についての取扱いというものについては私どもとして慎重な対処をしていきたいというふうに思っております。

○糸数慶子君 今お答えありましたけれども、やはりこういう協定の中で、それこそ地域経済というものを考えましたときに、やはり沖縄にとりましてパイナップル、そして砂糖、それから砂糖製品に関しましては、先ほども申し上げましたが、とても大きな政府の支援が歴史的にも確立をされておりますけれど、今回のこういう協定の中で、それこそ地域でのこういう、少数ではありますけれども、実際にその生産農家というのがありますし、今後のことも考えましたら大変懸念がされます。

政府の今後の取扱いに対して、例えば現在は再協議ということになっておりますけれども、適用除外というふうなことは今後の取組の中で政府の立場としてなされるかどうか、最後にお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、地域経済上重要な農産物に関して引き続き慎重な取扱いをさせていただきたいというふうに思っております。

○糸数慶子君 以上で終わります。

○委員長(浅尾慶一郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浅尾慶一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浅尾慶一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の増税反対に関する請願(第一二三号)

第一二三号 平成十六年十一月四日受理

消費税の増税反対に関する請願

請願者 北海道小樽市オタモイ一ノ三七ノ

三四 安倍弘人 外六百三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。



平成十六年十二月二十四日印刷

平成十六年十一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局